― 記者会見資料 4 ―
令和 7（2025）年 7 月 2 日
経営企画課
TEL 22-4111

水道料金の基本料金
令和 7（2025）年 8・9 月検針分を全額減免します

物価高騰に伴う市民や事業者の経済的負担を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、水道料金の基本料金減免を行います。基本料金の減免は、令和 7（2025）年 2・3 月にも実施しており、2 度目の実施となります。

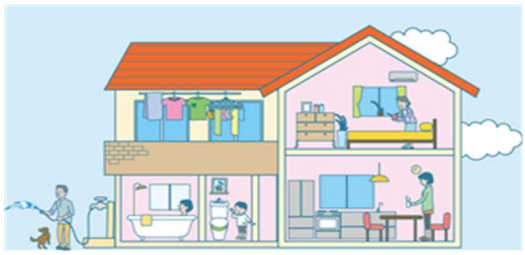

1　事業名
水道基本料金負担軽減対策事業

2　対象者と件数
水道供給区域のうち市内全ての給水契約者
※個人・事業者を問いません（国、県、市の施設などは対象外）。
対象件数：約 39,800 件（1 カ月）

3　対象期間
令和 7（2025）年 8・9 月検針の 2 カ月分

4　減免する水道基本料金
下表に示す口径に応じた基本料金を 2 カ月分減免します。2 カ月分の減免予定総額は約 9,020 万円です。

【参考】市の一般家庭 1 カ月の平均水道使用量：約 14 ㎥（口径 13mmと仮定）で計算すると…1 カ月の水道料金 2,589 円

➡ 1 カ月の水道料金支払金額
2,589 円－1,045 円（減免額：約 40％減）＝1,544 円（減免後支払額）

口径（mm）	基本料金 1 カ月分(税込：円)	口径（mm）	基本料金 1 カ月分(税込：円)
13	1,045	50	10,978
20	1,078	75	22,913
25	1,815	100	68,090
40	5,511	100 超	266,354

※従量料金（使用量に応じた料金）と下水道使用料は減免対象外です。

5　その他
(1)　申し込み手続きは不要です。
(2)　8・9 月の「水道検針のお知らせ（検針票）」には、減免された金額が表示されます。
(3)　期間中の使用量が 0 ㎥の場合、納付書は発行されません。